○休職の時期に関する規則

平成７年11月1日
規則第12号

改正　平成９年８月１日　規則第４号
平成14年８月20日　規則第７号
令和８年３月４日　規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成７年但馬広域行政事務組合条例第８号。以下「条例」という。）の規定に基づき、休職発令の時期等に関して必要な事項を定めるものとする。

（休職の処分の時期）

第２条　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第２項第１号に該当するものとして職員を休職させる場合における休職の処分の時期は、当該事由により勤務に服することができなくなった日以後90日を経過した日とする。

２　法第28条第２項第２号に該当するものとして職員を休職させる場合における休職の処分の時期は、当該事由に基づき起訴された日とする。

（休職期間の通算）

第３条　休職期間が満了した職員が引続き期間の更新を受けた場合又は復職した後１年以内に、更に休職させられた場合の休職期間の計算については、その前後期間は、これを通算する。

第４条　前条の規定による場合の休職については、第２条の規定は適用せず、その時期は、当該事由の生じた日とする。

（休職期間の満了）

第５条　法第28条第２項第１号に該当するものとして休職した職員が条例第３条第１項に規定する休職の期間の限度を超えてもなお勤務に服することができないときは、当該期間の限度に達する日をもって、当該職員は、その職を失うものとする。

（その他）

第６条　この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成７年11月１日から施行する。

附　則（平成９年８月１日規則第４号）

１　この規則は、平成９年８月１日から施行する。

２　この規則施行の日において、現に欠勤中の職員でその欠勤日数が引き続き120日を超えないものは、休職発令の時期をその欠勤を始めた日から起算して120日を経過した日とする。

附　則（平成14年８月20日規則第７号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の第４条の規定は、施行の日以後に復職した職員について適用し、同日前に復職した職員については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月４日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。